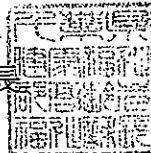


高 第 551 号

平成 20 年 12 月 11 日

各  軽費老人ホーム設置者  
 軽費老人ホーム施設長  様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長



### 軽費老人ホームの適正な運営について(通知)

このことについて、当課による現地調査、健康福祉センターによる監査等により、1年以上の長期にわたる体験入所を実施していた事例や、ゲストルーム・多目的室を居室として使用していた事例、実質的に施設定員を超過して入所者を受け入れていた事例などが確認されました。

これらは、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等に照らして不適切な取扱いであります。については、下記事項に留意のうえ、軽費老人ホームの適正な運営に努められますようお願い申し上げます。

#### 記

- 「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」第 25 条に従い、入所定員及び居室の定員を遵守すること。
- 体験入所については、正式な入所を検討するために施設での生活を体験するという趣旨に則り、適正に実施すること。

また、この趣旨から、体験入所の期間は原則として 1 週間程度とし、1 ヶ月以上利用する場合は体験入所とはみなせないことから正規の入所として取扱うこと。

- 設備については、県に届け出た用途にのみ使用し、ゲストルームや多目的室を居室として用いるなどの、目的外使用をしないこと。

なお、設備の用途を変更する際は、社会福祉法第 63 条に基づき、変更の日から 1 月以内に県に届け出ること。

- 「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」第 13 条に従い、定められた入所要件を満たす者のみを入所させること。